



学びの機会を支援します 給付型の奨学金を利用しませんか



申・問 教育総務課 ☎ 22-9644 FAX 22-9647

◆一人ひとりが輝く伊賀市奨学金

【対象者】 次のすべてに当てはまる人

- 本人・保護者とも市内に住所がある人（修学のため住所異動した場合を除く。）
- 高等学校・専門学校・大学などに在学する人
- 令和7年4月1日現在 30 歳未満の人
- 保護者の令和7年度住民税所得割額の合計額が1万円以下の人

【支給額】

- 高等学校・高等専修学校など：7万2,000円／年（第1学年は入学時奨学金として1万円／年を加算）
- 大学・短期大学やそれに該当する専門学校など：8万4,000円／年

◆伊賀市ササユリ奨学金

【対象者】 次のすべてに当てはまる人

- 市内に本人の住所がある人（修学のため住所異動した場合を除く。）
- 大学・短期大学の第1学年または高等専門学校の第

4学年に在学する人

- 市内の中学校または高等学校を卒業した人
- 令和6年中の世帯全体の年間所得が780万円以下の人

【支給額】 24万円／年 【支給人数】 2人

【選考方法】 1次：書類選考 2次：面接など

※申請者が遺児の場合は、選考の際に考慮する場合があります。

◆伊賀市同和奨学金

令和7年度から新規の受付は行いません。

※令和6年度に支給を受けた人には申請書類を送付します。

※いずれの奨学金も返済の必要はありません。
同時に複数の奨学金は受給できません。

【申込方法】 申請書を上記まで持参または郵送（申請書はホームページからダウンロードできます。）

【申込期間】 6月13日(金)～30日(月)



自慢の製品の申請をお待ちしています 伊賀ブランド「IGAMONO」認定をめざしませんか



申・問 商工労働課 ☎ 22-9669 FAX 22-9695

伊賀の風土が育てた、匠の知恵と技が結集した優良な伊賀産品と、その生産や製造などに携わる事業者などを伊賀ブランド「IGAMONO」として認定し、販路の拡大をめざします。自慢の製品の申請をお待ちしています。

【認定対象】

原則、伊賀地域で生産・製造・加工された産品（一次産品・加工品・工芸品）とその事業者など
※個人事業者は一次産品の申請はできません。

【申請資格】

- 農業・林業・漁業または製造業・サービス業を営む事業者など（個人・法人・団体）で、原則、伊賀地域に主な事業所があること
- 市などが賦課徴収する住民税などに滞納がないこと
- 生産・製造・加工・販売などについて、法令などの規定に違反していないこと
- 責任者や責任の所在が明確で、第三者からの苦情・要望などに対する処理体制が確立されていること

【申請方法】

「伊賀ブランド認定申請の手引」または市ホームページをご覧ください。

※申請は1事業者2品までです。

【審査方法】

書類審査・プレゼンテーション審査

※認定委員会が認定基準に基づいて審査します。

【申請期限】

6月27日(金) 午後5時 ※必着



令和6年度伊賀ブランド認定証授与式

IGAMONO
伊賀



国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人へ 特定健診と後期高齢者健診が始まります



問 ○特定健康診査：保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151

○後期高齢者健康診査：三重県後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6884

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度に加入している人は、健診を受けてください。

対象者には6月下旬から順次、受診券・質問票などを送付します。自己負担金はありません。

国民健康保険特定健康診査は、集団健診でも受診できますので、詳しくは13ページをご覧ください。

	国民健康保険特定健康診査	後期高齢者健康診査
対 象 者	40～74歳（昭和25年9月1日～昭和61年3月31日生まれ）の伊賀市国民健康保険加入者 ※市内指定医療機関での同時受診に限り、大腸がん検診が無料で受診できます。	75歳以上の後期高齢者医療制度加入者で8月31日までに被保険者となる人 ※65歳以上で一定の障がいがあり認定を受けている人を含みます。
期 間	7月1日(火)～11月30日(日) ※休診日を除く。	
実施場所	県内受託医療機関	
健診内容	問診・身体計測（身長・体重・腹囲測定※）・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・腎機能・肝機能・糖代謝・尿酸代謝）・貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値）・心電図検査 ※後期高齢者健康診査では腹囲測定はありません。 医師が必要と認めた場合に検査できる項目：眼底検査	
持 ち 物	受診券・健康保険証（マイナ保険証）または資格確認書・質問票	



令和7年9月から 子どもの医療費助成の対象者を18歳まで拡大します



問 保険年金課 ☎ 22-9660 FAX 26-0151

【子ども】

令和7年9月から、福祉医療費助成制度（子ども）の対象者を現行の15歳から18歳に到達した年度末までの子に拡大します。新たに対象となる人には、6月下旬に案内文を送付しますので、申請手続きをお願いします。また、0歳から18歳に到達した年度末までの人（種別が子ども、一人親家庭等の福祉医療費受給資格者）については、県内の医療機関等を受診した際の窓口での支払い（健康保険が適用される診療にかかる一部負担金）が無料となります。

【一人親家庭等】

令和7年9月以降も引き続き受給資格がある人で対象となる年齢の人には、受給資格証の更新時に県内医療機関等を無料で受診できる受給資格証を送付しますので、申請は不要です。

【障がい者】

対象の年齢の人で、福祉医療費受給資格（子ども）に切り替えを希望される人は手続きが必要ですので、お問い合わせください。

【福祉医療費助成制度とは】

障がい者、子ども、一人親家庭等に対して、医療機関等で支払った医療費の一部を助成する制度です。

対象者、手続き方法や所得制限など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆（現物給付用）福祉医療費助成決定通知書を廃止します

福祉医療費助成（子ども、一人親家庭等）で窓口無料（現物給付）の受診分については、これまで福祉医療費助成決定通知書で内訳を記載し、送付していましたが廃止します。

なお、県外受診分などで窓口負担が発生した医療費を後日口座振込する（償還払い）場合は、これまで同様に福祉医療費助成決定通知書で通知します。